

水道工事積算基準及び標準歩掛表正誤表

令和元年8月1日

| 備考 | 正誤表(令和元年7月) | |
|----|---|--|
| | <p data-bbox="477 352 587 457">秘</p> <div data-bbox="1249 365 1546 520" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"><p>取扱注意</p><p>No.</p></div> <p data-bbox="368 800 1466 871" style="text-align: center;">水道工事積算基準及び標準歩掛表</p> <p data-bbox="676 1031 1154 1077" style="text-align: center;">令和元年7月1日改正</p> <p data-bbox="736 1776 1089 1822" style="text-align: center;">神奈川県企業庁</p> | <p data-bbox="1736 365 1846 470">秘</p> <div data-bbox="2502 380 2798 535" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"><p>取扱注意</p><p>No.</p></div> <p data-bbox="1620 800 2718 871" style="text-align: center;">水道工事積算基準及び標準歩掛表</p> <p data-bbox="1929 1031 2407 1077" style="text-align: center;">令和元年7月1日改正</p> <p data-bbox="2003 1766 2338 1812" style="text-align: center;">神奈川県企業庁</p> |

水道工事積算基準及び標準歩掛表正誤表

| 備考 | 正 | 誤 |
|---------------|---|---|
| <p>例2) 削除</p> | <p>(2) 類似品の取扱いについて(見積からの単価設定) 物価資料に類似品が掲載されている場合は、類似品を含めて見積りを徴収し、決定方法は次のとおり。</p> $\text{設計単価} = \text{見積単価} \times \frac{\text{類似品の物価資料単価}}{\text{類似品の見積単価}}$ <p>ただし、類似品の物価資料単価 / 類似品の見積単価が 1.00 を超える場合は、1.00 を上限とする。</p> <p>(3) 設計単価の端数処理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 1万円以上のものは、有効数字4桁(有効数字5桁目を切り捨て)とする。 2) 1万円未満のものは、有効数字3桁(有効数字4桁目を切り捨て)とする。 3) 有効数字3桁目が円以下となる場合は、原則として円止めとする。 4) なお、1)～3)については、設計単価及び材料単価に適用するものとし、機械損料、機械賃料については、「建設機械等損料表」によるものとする。ただし、機械賃料について賃料補正(夜間補正)を行った単価は円止め(円未満切捨て)とする。 <p>例1) 物価資料の場合(建設物価及び積算資料の平均の価格を採用する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 11,911円 : 12,345円 12,120円 ・ 1,199円 : 1,234円 1,210円 ・ 119.9円 : 123.4円 121円 | <p>(2) 類似品の取扱いについて(見積からの単価設定) 物価資料に類似品が掲載されている場合は、類似品を含めて見積りを徴収し、決定方法は次のとおり。</p> $\text{設計単価} = \text{見積単価} \times \frac{\text{類似品の物価資料単価}}{\text{類似品の見積単価}}$ <p>ただし、類似品の物価資料単価 / 類似品の見積単価が 1.00 を超える場合は、1.00 を上限とする。</p> <p>(3) 設計単価の端数処理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 1万円以上のものは、有効数字4桁(有効数字5桁目を切り捨て)とする。 2) 1万円未満のものは、有効数字3桁(有効数字4桁目を切り捨て)とする。 3) 有効数字3桁目が円以下となる場合は、原則として円止めとする。 4) なお、1)～3)については、設計単価及び材料単価に適用するものとし、機械損料、機械賃料については、「建設機械等損料表」によるものとする。ただし、機械賃料について賃料補正(夜間補正)を行った単価は円止め(円未満切捨て)とする。 <p>例1) 物価資料の場合(建設物価及び積算資料の平均の価格を採用する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 11,911円 : 12,345円 12,120円 ・ 1,199円 : 1,234円 1,210円 ・ 119.9円 : 123.4円 121円 <p>例2) 見積の場合(2社以下の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 11,990円 × 90% = 10,791円 = 10,790円 ・ 1,190円 × 90% = 1,071円 = 1,070円 ・ 119円 × 90% = 107.1円 = 107円 ・ 109円 × 90% = 98.1円 = 98円 |